

動物の愛護及び管理に関する法律が改正されました

令和元年6月に動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、令和2年6月より一部が施行されました。主な改正内容についてお知らせします。

動物の適正飼養のための規制の強化

■ 適正飼養が困難な場合の繁殖防止の義務化

犬や猫の所有者は適正飼養が困難な場合、不妊去勢手術の措置を講じなければなりません。

■ 動物虐待等の罰則強化

愛護動物のみだりな殺傷は5年以下の懲役又は500万円以下の罰金、虐待・遺棄は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処されます。

■ 犬猫の引取り拒否事由の追加

所有者が不明な犬猫についても引取りを求める相当の事由がない場合、引取りに応じることはできません。

■ 特定動物に関する規制の強化

ワニやライオン、オオカミ等の特定動物を愛玩目的で飼うことが禁止されました。



第一種動物取扱業による適正飼養等の促進等

- ・飼養設備（ケージ等）の構造・大きさなどの基準が規定されます。
- ・56日令未満の犬猫の販売等ができなくなります。

都道府県の措置等の拡充

不適正な飼養に対する行政指導等の拡充や立入り権限が付与されました。

マイクロチップの装着等

マイクロチップの装着について義務化（犬猫販売業以外は努力義務）されます。



薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」

近年、大麻による検挙者が増加しており、令和元年は統計を取り始めて以降、最多を記録しました。

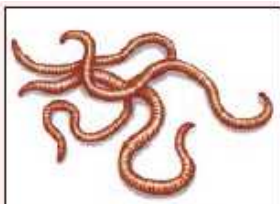
「大麻は身体への悪影響が無い」「大麻には依存性がない」などの誤った情報が流れていますが、脳に作用し、様々な不具合を引き起こす違法薬物です。

大麻の乱用により何もやる気がしなくなる（無動機症候群）や知的機能の低下、大麻精神病、幻覚作用などが引き起こされ、社会生活に適応できなくなることもあります。

特に、未成年の乱用は心身の発達に大きな影響を与えます。

違法薬物は、絶対に使用してはいけません。

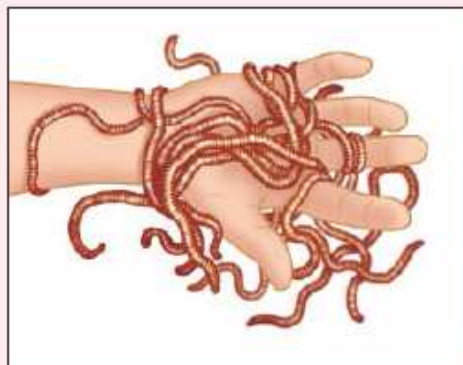
幻覚作用



かこみいやむし
▲過去に見た嫌な虫



いまじぶんて
▲今の自分の手



げんじつ かこ
現実と過去の
きおく せいり
記憶の整理が
つかなくなる!